

那 都 第 559 号
令和 7 年 3 月 28 日

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会 会長 様

那珂市長 先 崎 光
(公印省略)

那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の
基準に関する条例の一部を改正する条例について（周知）

平素より、当市の都市計画行政に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市では別紙のとおり、那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）しましたのでお知らせします。

なお、改正内容については別紙をご確認ください。また、那珂市ホームページにも掲載していますので参考にご覧ください。

条例改正の概要

- ・主として住宅（長屋または共同住宅を除く）の建築の用に供する目的の開発行為に限り、公園が必要となる開発面積を 1 ヘクタール以上とする。
- ・設置する公園の面積を 1 箇所当たり 300 平方メートル以上とする。

お問い合わせ先
那珂市 建設部 都市計画課
開発指導室 小田内（おだうち）
TEL：029-298-1111（内線 359）
FAX：029-298-0112
<https://www.city.naka.lg.jp/>

●改正の目的

都市計画法の規定により、開発面積 0.3 ヘクタール以上の開発行為では開発面積の 3 パーセント以上の公園等を設置することになりますが、宅地分譲の開発行為で設置される公園の維持管理を担う自治会や班から管理しきれないとの声が寄せられ課題となっています。そこで、小規模な公園の増加を抑制するため、また、公園の設置に要する事業費を軽減して宅地開発を促進するため、公園の設置を求める開発区域の下限面積を 1 ヘクタールとするよう、条例の一部を改正しました。

また、1 ヘクタール以上の開発行為でも小規模な公園を分散して設置することが可能であるため、公園の 1 箇所当たりの最低面積を 300 平方メートルとして、小規模な公園の分散設置を抑制します。

●施行日

令和 7 年 4 月 1 日

●公園の設置基準

変更前

公園が必要となる開発面積 0.3 ヘクタール (3,000 平方メートル) 以上
公園の面積 開発面積の 3 パーセント以上

変更後

公園が必要となる開発面積 1 ヘクタール (10,000 平方メートル) 以上
公園の面積 開発面積の 3 パーセント以上かつ公園 1 箇所あたり 300 平方メートル以上

※主として住宅（長屋または共同住宅を除く）の建築の用に供する目的の開発行為に限る。

●注意

主として住宅（長屋または共同住宅を除く）の建築の用に供する目的の開発行為以外の開発行為は、従来の基準のとおり開発面積 0.3 ヘクタール以上で開発面積の 3 パーセント以上の緑地等が必要となります。

市に特段の定めがないものについては茨城県の基準に拠ります。

●条文の改正条項

那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第 3 条に、都市計画法第 33 条第 3 項の条例で定める技術的細目の強化及び緩和に関する項目を追加。

従来の条例第 3 条は第 3 条の 2 とした。

●お問い合わせ先

那珂市 建設部 都市計画課 開発指導室